



住宅・土地統計調査が行われます！



住宅・土地統計調査って？

◆住宅・土地統計調査は、日本の住宅の数、住宅の種類や設備、居住している世帯の状況、土地の保有状況など、私たちの住生活に関するさまざまなことを明らかにします。調査は5年ごとに行われます。

どのように行われるの？

◆調査は都道府県及び市区町村を通じ、都道府県知事(市町村長)が任命する統計調査員が9月下旬から各調査世帯に調査票の記入をお願いし、10月上旬に回収にうかがいます。

◆調査票の記入をしていただく世帯は、一定の統計上の抽出方法に基づき選定されます。

◆記入していただいた調査票は、市区町村で審査・整理され、市区町村から都道府県、そして総務省統計局に集められ、集計されます。



どんなことが調査され、どんなことがわかるの？



◆調査事項は、1.住宅の広さや建て方、2.敷地の広さや所有の関係、3.住まいの設備状況や住環境などです。

◆全国の住宅や住宅以外で人が住んでいる建物の状況、また、別荘、貸家等や土地の保有状況などが全国、地域別に明らかになります。

◆今回の調査では、1.住宅の適切な維持管理の状況(リフォームの有無及び場所)、2.住宅の耐震性、防火性の状況(耐震診断の有無及び耐震性の確保状況、自動火災感知設備の設置場所)、3.共同住宅の防犯性(エレベーター内の防犯設備の状況、オートロックの別)などが新たに明らかになります。

答える義務があるの？ 個人の情報は漏れないの？

◆住宅・土地統計調査は、「統計法」という法律に基づいて実施されます。

◆この法律では、正確な統計を作るために、調査の対象となった世帯の人には調査票への記入をしなければならない義務が課せられています。また、市区町村や調査員などの調査関係者には、調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務が規定されています。さらに、これらに反した時の罰則が定められています。

◆集められた調査票は統計を作成することだけに使われます。

◆なお、提出していただいた調査票は、厳重に管理され、集計が終わった後は溶解処分されて、再生紙として利用され、個人情報漏れることは一切ありません。



調査の結果はどのように活用されるの？

◆調査の結果は、行政機関における住生活基本計画や防災計画、公営住宅建設計画の策定、高齢社会のバリアフリー化の促進、耐震改修工事促進の助成制度などの住生活に関する行政施策や土地利用計画などの土地政策、大学・研究機関における住環境や防災の観点からみた住宅や街づくりの研究などのために利用されます。

◆調査の結果は、平成21年夏ごろ、総務省統計局から公表されます。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

平成15年住宅・土地統計調査結果

http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/juutaku/2003/juutaku_2003.html